第二十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第百十九条の三第十一項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同条第十項第二号イ中「当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度」とあるのを「設立の時」と、「事業年度終了の日の翌日」とあるのを「設立の日」と、「当該翌日」とあるのを「同日」と読み替えた場合における同号イに規定する利益剰余金期中増加及び期中配当等があつた場合とする。

第二十七条の十四第二号中「、第二十一条の十一第二項第五号（原子力発電施設解体準備金）」を削る。

第二十七条の二十第二項第二号中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第三十八条の三中「第八十二条の二第六項各号」を「第八十二条の二第七項各号」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第三十八条の五中「第百五十五条の四第一項第二号」を「第百五十五条の四第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十八条の九第二項中「第三十八条の三十一第四項」を「第三十八条の三十一第五項」に改める。

第三十八条の十五第四項中「若しくは」を「又は」に、「又は当該」を「における当該資産及び当該」に改める。

第三十八条の十六第一項中「第十二項」を「第十五項」に改め、同条第十六項を同条第二十六項とし、同条第十五項中「（令第百五十五条の十三第二項第五号（各種投資会社等の範囲）に規定する課税期間をいう。）」及び「（調整後対象租税額の計算）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項を同条第十七項とし、同項の次に次の七項を加える。

18　各対象会計年度において、適用者変更税額控除額に係る構成会社等又は共同支配会社等が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該対象会計年度に係る当該適用者変更税額控除額に係る適格適用者変更税額控除額（令第百五十五条の十八第二項第十二号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。以下この条において同じ。）は、第十項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　当該構成会社等又は共同支配会社等（第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に該当するものに限る。）が当該対象会計年度（当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができることとなつた対象会計年度に限る。）において当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた場合　次に掲げる金額の合計額

イ　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ　当該適格適用者変更税額控除額（当該適用者変更を行つた部分の金額を除く。）

二　当該構成会社等又は共同支配会社等（第十項第二号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に該当するものに限る。）が当該対象会計年度において当該適用者変更税額控除額に係る新適用者変更税額控除額（同号に規定する新適用者変更税額控除額をいう。ロにおいて同じ。）に係る適用者変更を行つた場合　当該適格適用者変更税額控除額にイに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額を加算した金額

イ　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ　当該新適用者変更税額控除額のうちその適用者変更を行つた部分の金額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(1)　当該適用者変更税額控除額に係る適格適用者変更につき支払つた対価の額

(2)　当該新適用者変更税額控除額

19　第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等が適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができることとなつた対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つた場合には、当該終了の日において当該適用者変更を行つたものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

20　第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等が、過去対象会計年度において適格適用者変更税額控除額につき最初にその適用を受けることができることとなつたことにより、当該適格適用者変更税額控除額につき令第百五十五条の十八第二項第十二号の規定の適用があつた場合において、当該過去対象会計年度終了の日の翌日から一年三月を経過した日以後に当該適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行つたときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該適用者変更を行つた対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

一　当該適格適用者変更税額控除額のうち当該適用者変更を行つた部分の金額

二　当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

21　第十項及び前三項の規定は、適用者変更を行うことができる適格給付付き税額控除額について適用する。この場合において、第十項中「」を除く」とあるのは「」（適用者変更を行うことができないものに限る。）を除く」と、同項各号中「共同支配会社等（当該適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。）」とあるのは「共同支配会社等」とする。

22　構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において税額控除の額（適格給付付き税額控除額又は適用者変更税額控除額（当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等にあつては第十項第一号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものに限るものとし、新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等にあつては同項第二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に限る。）の全部又は一部について、その適用を受けることができる期間が経過したことにより、その適用を受けることができなくなつた場合には、次の各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

一　当該税額控除の額に係る当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等　当該税額控除の額のうちその適用を受けることができなくなつた部分の金額